

最低賃金引き上げ
アピール宣伝



11月4日、南森町にて最賃「992円」の周知徹底と大幅な引き上げを求める宣伝。署名活動に25人が参加し、ピラを200枚配布、署名は7筆集めました。対話では「時給が900円です」という人も、周知徹底の宣伝が重要であることを再認識しました。

堺労連・パート非常勤部会
第18回定期総会



11月4日、堺労連は「パート非常勤部会第18回定期総会」を開催。総会では「均等・均衡待遇と非正規のたたかい」をテーマに大阪労連の嘉満事務局長が講演し、「未来に展望をもてる社会をみんなで作っていきましょう」と確認しました。

非正規差別は
許さない!



11月5日、堺筋本町で非正規差別NG・均等待遇の実現に向けた宣伝を行い、「パート・アルバイト・契約社員にボーナスがないのはおかしい! 非正規差別は許さない」と職場に向かう働く仲間へ訴えました。

2022年大阪春闘
共闘委員会が結成



11月5日、2022年大阪春闘共闘委員会結成総会を10単産・1地区協21人が参加して開催。総会では、秋季年末闘争の状況、春闘に向けた取り組みを交流し、春闘共闘委員会の結成と春闘方針構想案などが確認されました。最後に春闘勝利に向け「団結ガンバロウ」を行いました。

ろーれんフラッシュユ

コロナ禍での
JMITUの21春闘と秋闘

JMITU 大阪地本 書記長 久松 博行さん



昨年引き続きコロナ禍のなかで迎えた21春闘でしたが、今年の春闘でも多くの経営者がコロナ禍による業績悪化を理由に、賃上げを抑え込むことが予想されました。それに対して「コロナだから仕方ない」ではなく、「コロナだからこそ」仲間との対話を強め、職場の不安や不満、家族の声などを集めて、あらためて生活実態を土台に要求つくりにとりくみました。交渉では、賃金は生計費であるという原則で経営者に迫り、組合員の賃金がどれだけ下がったのか?生活がどの程度悪化したのか?を具体的に示して納得いく回答を求めて早期の解決をめざしました。

また、コロナ禍のなかで「本人が感染した場合」や「家族が感染した場合」の対応、「子供の保育園・学校などが休校となった場合の対応」「ワクチン接種日や副反応時の対応」などのケースで、経営者がどのような対応や対策をとっているのか8項目にわたる「新型コロナウイルス感染症の各経営者の対応についての調査」にとりくみました。調査の結果、休暇時やワクチン接種日には有給の特別休暇扱いとするなどを協定化する進んだ支部のある一方で、あくまでも一般の年休で対応せよとする遅れた支部も少なくないことが明らか

になりました。地本では各支部の経営者の対応を一覧表で示し、進んだ支部での水準に追いつけるようにとりくみを強めようと呼びかけています。ちょうど今、21秋闘の真っ最中です。これらコロナ感染時やワクチン接種にかかわる安全・衛生面での課題に加え、今年の秋闘では労働時間短縮を重点課題としています。コロナの影響で海外からの部品調達が遅れ、入荷後には納期を間に合わせるために残業や休出など長時間労働となる職場も一部に生まれています。21秋闘では「1日7時間・週35時間の実現をめざして挑戦しよう!」と呼びかけ、時短のとりくみを強めているところです。

大阪労連青年部は11月4日、国労大阪会館で第33回定期大会を開催しました。コロナ禍でオンラインとの併用となりましたが、何人かの代議員は

会場に集まることができず、大会では、河合青年部長のあいさつ、普議長の来賓あいさつ、西尾事務局長より活動報告と

願いがかなう社会を築くために、共同した運動をすすめて



西尾健佑新青年部長

つながれば元気!



大阪労連青年部大会

総括、方針提案がありました。大阪労連青年部はコロナ禍で集まらない中でも、毎月、常任委員会を必ず開催し、交流・意思統一をはかってきました。また、大阪労連がとりくむ最低賃金生活体験や必要生計費調査にも積極的に参加してきました。

方針の提案では、①「つながり」の大切さを再確認して交流を深め、みんなで青年部活動をすすめるよう、②平和を願うすべての青年との共同を掲げ、憲法を守りいかに運動をすすめるよう、③府内で働くすべての青年労働者を視野に入れて、あらゆる労働運動の先頭に立ちとりくもう、④学習を重視し、視野を広げ、元気な活動を展開しよう、⑤学生やその他の青年団体を含めたすべての青年の願いがかなう社会を築くために、共同した運動をすすめて

よう、を基調に活動を展開していくことが呼びかけられました。討論では、どの組織においても、オンライン等を活用して、つながりを絶やさないように努力している様子が報告されました。その他、コロナ禍でも青年部の体制を確立し大会を開催できたこと、春闘のとりくみや環境問題の学習会、大阪労連青年部のとりくみに参加した感想、争議など、様々なとりくみが報告されました。

10月14日、大阪府労働委員会は、共立メンテナンスによる守口市学童保育指導員の雇止め事件について、組合側の主張を全面的に認め、①雇止めそのものが労組法7条第1号(組合員を理由に解雇してはならない)、第3号(支配介入)に該当するため、申立組合員を職場に戻し、これまでの賃金相当額を支払うこと、②誠実に団体交渉に応じること、③誓約文をすみやかに手交し、ポストノータイスを4週間行うように命令を下しました。この命令は、雇止めそのものが団結権の侵害であり、団交承諾も認められているので、憲法28条違反と明言できます。さらに、命令書の中で「会社は本件審査手続きにおいて、日程調整した上で、期日に欠席を繰り返す、一度も出席することなく、また、組合の労組法上の適正性についても、すでに前の事件で適正と判断されているにもかかわらず、従前の同様の態度を取り続けている。かかる対応は、労働委員会制度の趣旨を全く理解しようとしないうるものであり、断じて容認出来ない」と記載。労働委員会が命令書にこのよう

守口市学童指導員大量雇止め
府労委が
雇い止めは不当労働行為
と認定



国労大阪会館を
研修・学習会などにご利用ください
JR・天満駅 地下鉄・扇町駅 下車すぐ
◆身障者用昇降機設置
お申し込みは ☎06(6354)0661
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2